# 仕　　　様　　　書

１　売払い車両について

散水車　１台

なお、自動車検査証の記載事項は次のとおりです。

| 自動車登録番号 | 登録年月日 | 初度登録年月 | 自動車の種別 | 用途 |
|---|---|---|---|---|
| 盛岡800は19 | 昭和58年７月14日 | 昭和58年７月 | 普通 | 特殊 |
| 車体の形状 | 車名 | 車台番号 | 型式 | 原動機の型式 |
| 散水車 | 日野 | FH270A-10255 | K-FH270AD改 | EK100 |
| 乗車定員 | 最大積載量 | 車両重量 | 車両総重量 | 総排気量 |
| ２人 | 8,000 kg | 6,850 kg | 14,960 kg | 13.26 L |
| 長さ | 幅 | 高さ | 燃料の種類 | 有効期間満了日 |
| 691 cm | 249 cm | 315 cm | 軽油 | 令和７年７月13日 |

※１　走行距離計表示値：287,381km（令和７年10月22日時点）

※２　リサイクル料金相当額：9,290円（見積金額に含まず、別途納付するもの。）

※３　装着タイヤ：夏タイヤ

※４　散水車ポンプ故障中

２　必要な手続きについて

(1) 代金納付　契約締結日から起算して５日以内（土日祝日及び12/29～1/3を除く。以下同じ。）に市から納付書を送付するので、受注者は契約締結日の翌日から起算して８日以内に、売払代金及びリサイクル料金相当額を所定の金融機関において納付し、納入通知書兼領収証書の写しを市に提出すること（郵送可）。

(2) 車両搬出　市が納入を確認した日から起算して10日以内に、日程を協議した上で、車両の引渡しを行うので、受注者は車両を搬出すること。その際は、職員の指示に従い、周囲の安全に十分注意すること。

(3) 完了報告　受注者は、名義登録等の変更、「盛岡市」及び「市章」表示の抹消等の適切な処理が完了したことを証明する書類を添えて、令和７年12月26日までに市に文書で完了の報告をすること。

(4) 費用負担　上記(1)から(3)までに係る費用は、受注者の負担とする。

【裏面に続く】

３　留意事項について

(1) 発注者と受注者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(2) 受注者は、契約の履行に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者の負担により、その損害を賠償するものとする。

(3) 受注者は契約を締結した後、契約物品の規格、付属品等に関して、一切異議を申し述べることができないものとする。

(4) 発注者は、契約物品に隠れた瑕疵があっても、その責を負わないものとする。

(5) 発注者及び受注者は、契約の履行に当たり知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならないものとする。

(6) 契約の履行に当たって、この仕様書により難い事情が生じたとき又は疑義が生じたときは、発注者及び受注者協議の上、解決するものとする。

４　売払い車両の現状確認について

入札の執行に先立ち、現地にて対象車両の現状確認を希望する場合、下記の連絡先に令和７年11月７日（金）正午までに連絡すること。

(1) 集合場所

盛岡市役所都南分庁舎車庫（盛岡市津志田14地割37番地２）

(2) 確認可能日時

令和７年11月12日（水）の市が指定する時間

(3) 希望する場合の連絡先

盛岡市建設部道路管理課業務係　嵯峨周平

電子メール：dourokanri@city.morioka.iwate.jp、電話：019-626-7518